

第 11 回 鬼北町農業委員会総会 議事録

1. 開催日時 令和3年5月21日(金) 午後1時30分～午後2時20分

2. 開催場所 中央公民館 3階 大会議室

3. 出席委員(14名)

1	善家郁夫	2	山下展輝	3	兵頭知幸	4	松岡照明
5	渡邊由美	6	高田洋一	7	清家壽秋	8	清家祥一
9	清家茂	10	山本一人	11	水野規雄	12	渡邊康志
13	谷口雄記	14	川平定計				

4. 欠席委員(名)

--	--	--	--	--	--

5. 議事日程

- 日程第1 議事録署名委員の指名について
- 日程第2 議案第50号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 日程第3 議案第51号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 日程第4 議案第52号 非農地証明願について
- 日程第5 議案第53号 鬼北農業振興地域整備計画の変更について
- 日程第6 議案第54号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による鬼北町農用地利用集積計画(案)の決定について
- 日程第7 議案第55号 令和2年度目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)及び令和3年度の目標達成に向けた活動計画(案)について
- 日程第8 報告第3号 農地原形変更届について

6. 農業委員会事務局職員

局長	松本秀治	次長	渡辺美枝	主査	濱田竜馬
----	------	----	------	----	------

7. 会議の概要

事務局	<p>定刻となりましたので、ただ今から第 11 回の鬼北町農業委員会総会を始めさせていただきます。</p> <p>皆様ご起立をお願いします。</p> <p>一同、礼。</p> <p>よろしくお願いいたします。</p> <p>ご着席ください。</p> <p>始めに、開会の挨拶を川平会長からいただきたいと思います。</p>
会長	<p>今回も第 10 回と同じように農業委員のみの総会とさせていただきます。ぼつぼつ愛媛県もコロナの感染者の数が減ってきておりますが、そう言いましても、まだまだ気を付けなければということで、今日、テレビを見ていますと、愛媛県の緊急事態宣言はどうも 5 月 22 日で解除されるということが出ておりますけど、知事のほうは、31 日まで警戒は続けるという発言等が出ています。農作業に大変忙しくおられると思いますけど、合わせてコロナの感染にも十分注意をしていただいて、仕事に励んでいただけたらと思います。今日、第 11 回の総会ということで、事前に資料を配布していますので、この内容に従いまして審議をしていただきますようよろしくお願いいたします。</p>
事務局	<p>ありがとうございました。</p> <p>これから議事の進行につきましては、会議規則第 7 条によりまして、会長が執り行います。よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>ただいまの出席委員は、<u>13</u>名であります。</p> <p>清家祥一委員につきましては、ただいま事務局から連絡を入れておりますので、会の途中より参加となるやもしれません。(途中参加により出席 14 名)</p> <p>定数に達しておりますので、これより第 11 回鬼北町農業委員会総会を開催いたします。</p>
議長	<p>これより本日の会議を開きます。</p> <p>本日の議事日程は、先日配布してあります次第のとおりといたします。</p> <p>各委員のご協力をお願いします。</p>
議長	<p>日程第 1 「議事録署名委員の指名について」</p> <p>鬼北町農業委員会会議規則第 39 条の規定により、本日の議事録署名委員に 6 番 <small>よういち</small> 高田洋一委員、7 番 <small>としあき</small> 清家壽秋委員、以上の両委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>日程第 2 議案第 50 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題といたします。</p>
議長	<p>ここで、議長を会長職務代理者である谷口雄記委員<small>ゆうき</small>に交代します</p>

	(議長交代)
議長 (谷口委員)	議長を交代いたしました。 それでは順位1番について、川平 <sup>さだかず</sup> 定計委員より説明願います
川平委員	失礼します。議席番号14番 川平です。 議案第50号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位1番について説明をします。
	【議案書に基づき、議案第50号 順位1番 説明】
川平委員	5月17日に譲受人、山本推進委員、事務局2名、私の計5名で現地調査を行いました。続いて調査書に基づき報告をします。
	【調査書に基づき、議案第50号 順位1番 説明】
川平委員	以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。 ご審議のほどよろしく願います。
議長 (谷口委員)	ただ今、川平委員からの説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。ご意見ありませんか。
	(質問、意見等なし)
議長 (谷口委員)	はい、ご意見もないようですので採決いたします。 議案第50号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位1番は申請のとおり許可することにご異議ございませんか。
各委員	異議なし。
議長 (谷口委員)	異議なしと認めます。 よって、議案第50号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位1番は、申請のとおり許可することと決定させていただきます。
議長 (谷口委員)	続いて、順位2番について、川平 <sup>さだかず</sup> 定計委員より説明願います
川平委員	失礼します。議席番号14番 川平です。 議案第50号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位2番について説明をします。
	【議案書に基づき、議案第50号 順位2番 説明】
川平委員	5月17日に譲渡人、譲受人、山本推進委員、事務局2名、私の計6名で現地調査を行いました。続いて調査書に基づき報告をします。
	【調査書に基づき、議案第50号 順位2番 説明】
川平委員	以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。ご審議のほどよろしく願います。
議長 (谷口委員)	ただ今、川平委員からの説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。ご意見ありませんか。

	(質問、意見等なし)
議長 (谷口委員)	はい、ご意見もないようですので採決いたします。 議案第50号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位2番は申請のとおり許可することにご異議ございませんか。
各委員	異議なし。
議長 (谷口委員)	異議なしと認めます。 よって、議案第50号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位2番は、申請のとおり許可することと決定させていただきます。
議長 (谷口委員)	ただいま清家委員が到着されましたので、出席委員を14名に変更させていただきます。
議長 (谷口委員)	議長を川平委員と交代します。
	(議長を交代)
議長	議長を交代いたしました。
議長	続いて、順位3番について、渡邊康志 <sup>やすし</sup> 委員より説明願います。
渡邊委員	失礼します。議席番号12番 渡邊です。 議案第50号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位3番について説明をします。
	【議案書に基づき、議案第50号 順位3番 説明】
渡邊委員	5月17日に譲受人、事務局2名、私の計4名で現地調査を行いました。続いて調査書に基づき報告をします。
	【調査書に基づき、議案第50号 順位3番 説明】
渡邊委員	以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。 ご審議のほどよろしく願います。
議長	ただ今、渡邊委員からの説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。 ご意見ありませんか。
	(質問、意見等なし)
議長	はい、ご意見もないようですので採決いたします。 議案第50号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位3番は申請のとおり許可することにご異議ございませんか。
各委員	異議なし。
議長	異議なしと認めます。 よって、議案第50号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順

	位3番は、申請のとおり許可することと決定させていただきます。
議長	続いて、順位4番について、高田洋一委員より説明願います。
高田委員	失礼します。議席番号6番 高田です。 議案第50号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位4番について説明をします。
	【議案書に基づき、議案第50号 順位4番 説明】
高田委員	5月17日に譲受人、事務局2名、私の計4名で現地調査を行いました。続いて調査書に基づき報告をします。
	【調査書に基づき、議案第50号 順位4番 説明】
高田委員	以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。 ご審議のほどよろしく願います。
議長	ただ今、高田委員からの説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。 ご意見ありませんか。
	(質問、意見等なし)
議長	はい、ご意見もないようですので採決いたします。 議案第50号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位4番は申請のとおり許可することにご異議ございませんか。
各委員	異議なし。
議長	異議なしと認めます。 よって、議案第50号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位4番は、申請のとおり許可することと決定させていただきます。
議長	続いて、順位5番について、谷口雄記 <sup>ゆうき</sup> 委員より説明願います。
谷口委員	失礼します。議席番号13番 谷口です。 議案第50号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位5番について説明をします。
	【議案書に基づき、議案第50号 順位5番 説明】
谷口委員	5月17日に譲渡人、譲受人、田邊推進委員、事務局2名、私の計6名で現地調査を行いました。続いて調査書に基づき報告をします。
	【調査書に基づき、議案第50号 順位5番 説明】
谷口委員	以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。 ご審議のほどよろしく願います。
議長	ただ今、谷口委員からの説明が終わりました。

	これより質疑討論を行います。 ご意見ありませんか。
	(質問、意見等なし)
議長	はい、ご意見もないようですので採決いたします。 議案第50号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位5番は申請のとおり許可することにご異議ございませんか。
各委員	異議なし。
議長	異議なしと認めます。 よって、議案第50号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位5番は、申請のとおり許可することと決定させていただきます。
議長	日程第3 議案第51号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。
議長	順位1番について、谷口雄記委員より説明願います。
谷口委員	議席番号13番 谷口です。 議案第51号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、順位1番の説明をします。
	【議案書に基づき、議案第51号 順位1番 説明】
谷口委員	5月17日に代理人、田邊推進委員、事務局2名、私の計5名で現地調査を行いました。その内容を調査書に基づき報告をします。
	【調査書に基づき、議案第51号 順位1番 説明】
谷口委員	以上により、農地法第5条第1項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。
議長	ただ今、谷口委員からの説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。 ご意見ありませんか。
	(質問、意見等なし)
議長	はい、ご意見もないようですので採決いたします。 議案第51号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、順位1番は申請のとおり許可相当とすることにご異議ございませんか。
各委員	異議なし
議長	異議なしと認めます。 よって、議案第51号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」順位1番は、許可相当として県知事に意見を <sup>しんたつ</sup> 進達いたします。
議長	続いて、順位2番について谷口雄記委員より説明願います。
谷口委員	議席番号13番 谷口です。

	議案第51号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、順位2番の説明をします。
	【調査書に基づき、議案第51号 順位2番 説明】
谷口委員	5月17日に譲受人、田邊推進委員、事務局2名、私の計5名で現地調査を行いました。その内容を調査書に基づき報告をします。
	【調査書に基づき、議案第51号 順位2番 説明】
谷口委員	以上により、農地法第5条第1項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。 ご審議のほどよろしくお願ひします。
議長	ただ今、谷口委員からの説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。 ご意見ありませんか。
各委員	(質問、意見等なし)
議長	はい、ご意見もないようですので採決いたします。 議案第51号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、順位2番は申請のとおり許可相当とすることにご異議ございませんか。
各委員	異議なし
議長	異議なしと認めます。 よって、議案第51号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」順位2番は許可相当として県知事に意見を進達いたします。
議長	日程第4 議案第52号「非農地証明願について」を議題といたします。
議長	順位1番について、山下展輝 <sup>のぶてる</sup> 委員より説明願ひします。
山下委員	議席番号2番 山下です。 議案第52号「非農地証明願について」、順位1番の説明をします。
	【議案書に基づき、議案第52号 順位1番 説明】
山下委員	5月17日に申請人、水野委員、岡本推進委員、事務局2名、私の計6名で現地調査を行いました。その内容を調査書に基づき報告をします。
	【調査書に基づき、議案第52号 順位1番 説明】
山下委員	以上により、順位1番の申請地は非農地証明の対象とする土地に該当することを確認しました。ご審議のほどよろしくお願ひします。
議長	ただ今、山下委員からの説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。 ご意見ありませんか。
各委員	(質問、意見等なし)
議長	はい、ご意見もないようですので採決いたします。 議案第52号「非農地証明願について」、順位1番は申請のとおり許可する

	ことにご異議ございませんか。
各 委 員	異議なし
議 長	異議なしと認めます。 よって、議案第52号「非農地証明願について」、順位1番は申請のとおり許可することと決定させていただきます。
議 長	日程第5 議案第53号「鬼北農業振興地域整備計画の変更に伴う協議について」を議題とします。
議 長	事務局より説明願います。
事 務 局	失礼します。 議案第53号「鬼北農業振興地域整備計画の変更に伴う協議について」説明します。 農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2におきまして、「計画の変更を行う場合は、農業委員会の意見を聞くものとする。」と定められています。 そのため町長より鬼北農業振興地域整備計画の変更について意見を求められたものであります。
議 長	順位1位について兵頭知幸 <sup>ともゆき</sup> 委員より説明願います。
兵 頭 委 員	議席番号3番 兵頭です。 議案第53号「鬼北農業振興地域整備計画の変更に伴う協議について」、順位1番の説明をします。
	【調査書に基づき、議案第53号 順位1番 説明】
兵 頭 委 員	5月17日に出口推進委員、事務局2名、私の計4名で現地調査を行いました。その内容を調査書に基づき報告をします
	【調査書に基づき、議案第53号 順位1番 説明】
兵 頭 委 員	以上により、申請地は農用地区域から除外しても問題ないと考えます。 ご審議のほどよろしくお願ひします。
議 長	ただ今、兵頭委員からの説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。 ご意見ありませんか
各 委 員	(質問、意見等なし)
議 長	はい、ご意見もないようですので採決いたします。 議案第53号「鬼北農業振興地域整備計画の変更に伴う協議について」、順位1番は支障のないものとして回答することにご異議ございませんか。
各 委 員	異議なし
議 長	異議なしと認めます。 よって、議案第53号「鬼北農業振興地域整備計画の変更に伴う協議について」、順位1番は支障のないものとして回答することと決定させていただきます

	す。
議 長	日程第6 議案第54号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による鬼北町農用地利用集積計画(案)の決定について」を議題といたします。 順位1番から、事務局より説明願います。
事 務 局	はい、それでは順位1番から順に読み上げて説明とさせていただきます。 読み上げる項目につきましては順位の番号、貸人の大字名と氏名。借人の大字名と氏名、契約地の地番、地目、面積、備考欄といたします。
	<b>【議案書に基づき、議案第54号 順位1番から19番 説明】</b>
事 務 局	以上でございますご審議の程よろしくお願いたします。
議 長	ただ今、順位1番から19番の説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。 ご意見ありませんか。
	(質問、意見等なし)
議 長	はい、ご意見もないようですので採決いたします。 議案第54号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による鬼北町農用地利用集積計画(案)の決定について」、順位1番から19番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
各 委 員	異議なし。
議 長	異議なしと認めます。 よって、議案第54号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による鬼北町農用地利用集積計画(案)の決定について」、順位1番から19番につきましては、原案のとおり決定させていただきます。
議 長	日程第7 議案第55号「令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)及び令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)について」を議題といたします。 事務局より説明願います。
事 務 局	失礼します。 議案第55号「令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)及び令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)について」を説明します。
	<b>【議案書に基づき、議案第55号 説明】</b>
事 務 局	以上で説明を終わります。
議 長	ただ今、事務局からの説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。 ご意見ありませんか。
	(質問、意見等なし)

議長	はい、ご意見もないようですので採決いたします。 議案第55号「令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）及び令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）について」、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
各委員	異議なし。
議長	異議なしと認めます。 よって、議案第55号「令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）及び令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）について」、原案のとおり決定することといたします。
議長	日程第8 報告第3号「農地原形変更届について」の報告をします。
議長	ここで、議長を会長職務代理者である谷口雄記委員に交代します
	(議長交代)
議長 (谷口委員)	議長を交代いたしました。 それでは順位1番について、川平定計委員より説明願います
川平委員	議席番号14番 川平です。 報告第3号「農地原形変更届出書について」の報告をします。
	【議案書に基づき、報告第3号 順位1番 説明】
川平委員	以上で説明を終わります。
議長 (谷口)	ただ今、担当委員からの説明が終わりました。 質疑等ございませんか。
	(質問、意見等なし)
議長 (谷口)	続いて、順位2番について、川平定計委員より説明願います
川平委員	議席番号14番 川平です。 報告第3号「農地原形変更届出書について」の報告をします。
	【議案書に基づき、報告第3号 順位2番 説明】
川平委員	以上で説明を終わります。
議長 (谷口)	ただ今、担当委員からの説明が終わりました。 質疑等ございませんか。
	(質問、意見等なし)
議長 (谷口)	議長を川平委員と交代します。
	(議長を交代)

議	長	議長を交代いたしました。
議	長	以上で本日の議案の審議は全て終了いたしました。 ご協力ありがとうございました。
議	長	以上で第11回鬼北町農業委員会総会を閉会いたします。
		事務局より連絡事項がありますので、そのままお待ちください。
		議事録署名委員
		6番
		7番